

# 空き家バンク制度の 改正について

令和8年5月

大仙市役所 移住定住促進課



地域で考える空き家バンク

宅地建物取引事業者説明資料

# 1

## 空き家バンク制度の課題

大仙市の空き家バンク登録件数は、空き家数約1,000件に対し、10~20件と非常に少なくなっています。

現在の制度に対する空き家所有者の意識を以下のように分析し、改善策を策定しました。



いきなり不動産会社と契約するのはハードルが高い...



インターネットで自分の家の情報を大々的に公開されたくない...



まだ絶対に売ると決めたわけではないので、ためらっている...

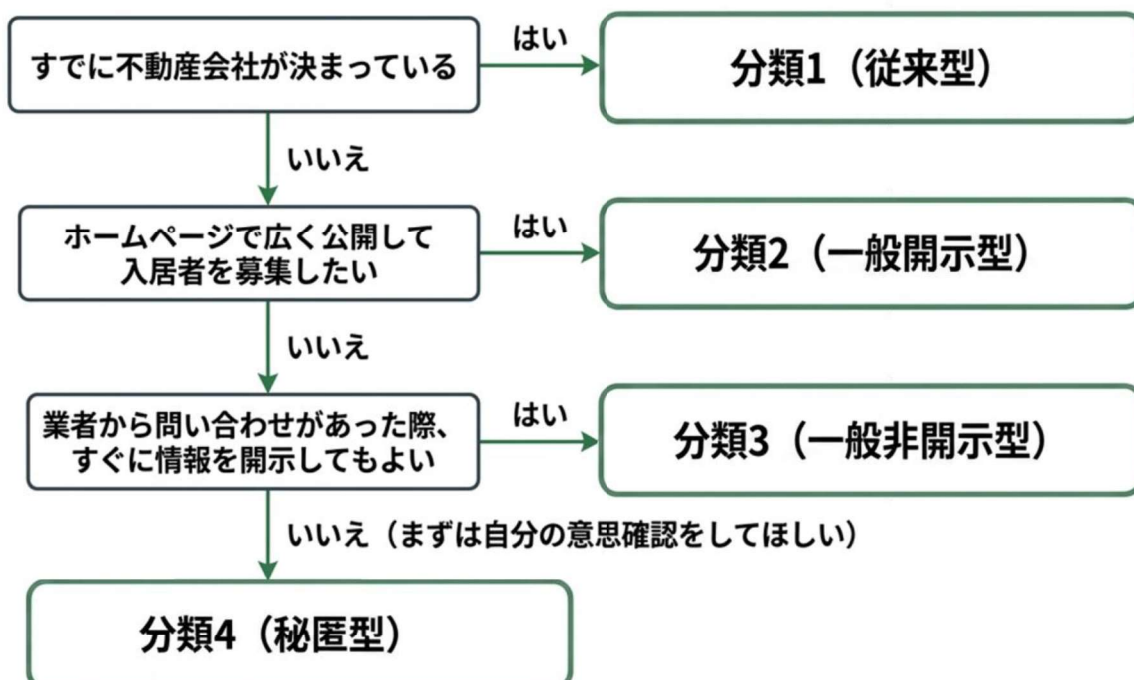


状況に合わせた登録分類を複数用意

# 2

## 登録分類の設定

### ■ 空き家所有者からの選択フロー



情報開示の希望に応じた4分類を設定

## 3 登録分類による物件情報の扱い

比較項目	分類1 (従来型)	分類2 (一般開示型)	分類3 (一般非開示型)	分類4 (秘匿型)
不動産会社の事前指定	必要	不要	不要	不要
ホームページでの公開	詳細	詳細	概要	概要
不動産会社への情報開示	—	—	希望事業者	意向確認後

※すべての分類で、購入希望者が現れた場合は所有者から不動産会社へ契約交渉などが依頼されます

※ホームページにおける分類3、分類4の情報は、おおよその地区・概要のみ公開します。

※分類4では、意向確認後に売却不同意の可能性が高い可能性があります。

## 4 空き家バンク情報の配信

### ・大仙市空き家バンク連絡サービスの開始について

大仙市に電子メールアドレスを登録してもらうことにより、空き家バンク情報を定期的にお送りします。

対 象：大仙市内に本社・支店・営業所がある宅地建物取引事業者

配信間隔：月1回程度

配信内容：「新規」「成約」「取下」の空き家情報(予定)

【分類1】【分類2】【分類3】 空き家物件の所在地まで

【分類4】 おおよその地域における件数

※所有者情報は大仙市に問い合わせください。

利用方法：[akiya@city.daisen.lg.jp](mailto:akiya@city.daisen.lg.jp)まで「空き家バンク連絡サービスの希望」というタイトルでメールをお送りください。

開始時期：令和8年7月(予)

## 5

## 空き家バンク詳細情報の扱い

	ホームページでの扱い	所在情報	所有者情報※
【分類1】	事業者扱い	事業者扱い	事業者扱い
【分類2】	所在地を開示	市ホームページ 空き家バンク連絡サービス	市への問い合わせに対し、所有者への意向確認後に開示
【分類3】	おおよその地域、概要	空き家バンク連絡サービス および市への問い合わせに対して開示	問い合わせに対し、所有者へ意向確認後に開示
【分類4】	おおよその地域、概要	問い合わせに対し、所有者へ意向確認後に開示	問い合わせに対し、所有者へ意向確認後に開示

※ 個人からの問い合わせに対する所有者情報は、原則開示されません。

## 6

## 今後の予定

5月 制度の公開(インターネット)

6月 制度勧誘

7月 情報開示体制の整備

- ・空き家バンク連絡サービスの開始
- ・ホームページ更新体制

## 【事業目標】

分類1～4までの合計で100件以上の登録件数を確保し、空き家バンク成約件数10件以上を目指します。